

緊急雇用

作業員募集

経済の悪化はあらゆる業種に及び、雇い止め、派遣切りなど、更に新たな失業者を生み出しています。

町では、その対策として、下記のとおり作業員を募集します。

募集人数 3人

- 作業内容
- 町内公園の美化（草刈り等）
 - ハイキング道の整備（枝払い・倒木除去等）
 - 沿道などへの花の植え付け
 - ゴミ拾い・草刈り・カーブミラーなどの清掃
 - 学童保育所児童の送迎（要普通自動車免許）
 - 皆野町の魅力を伝える情報収集・発信
（パソコンが使える方）
 - 交差点などの視界支障木の枝切り

期 間 平成22年10月～平成23年3月

賃 金 時給850円

勤務時間 6時間/日、週5日勤務

通勤手当 所定額を支給

保険加入 雇用保険・労災（傷害）保険
社会保険・厚生年金保険

応募要領の配付・問合せ

総務課行政担当 ☎62-1231

～「子ども手当」について～ まだ申請をしていない方へ

平成22年4月から子ども手当制度が始まっています。対象の子どもの年齢は中学3年生までです。

子ども手当の手続きは、①平成22年3月まで児童手当を受けていた方は、4月分から子ども手当に切り替わったため手続きは必要ありませんが、②新たに対象となる子どもがいる方、また、児童手当を受けていなかった方は、申請が必要です。資格があっても、申請しないと受給できませんのでご注意ください。

なお、②の方については、特例として、平成22年9月30日までに申請をすれば平成22年4月分から支給します。手当は原則として申請した月の翌月分から支給となります。

公務員の方は、所属官公庁への申請となります。

出生、転入などの場合は、上記にかかわらず通常の手続きが必要です。

☆申請に必要な物

- ①印鑑（朱肉を使用するもの）
- ②申請者（保護者）の健康保険被保険者証（保険証）のコピー
- ③その他必要な書類

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

●支給対象者

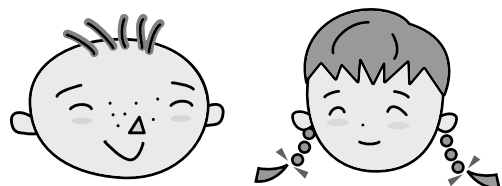
皆野町に住民登録または外国人登録があり、中学校3年生までの子ども（15歳になった最初の3月31日まで）を養育している保護者（子どもの両親のうち所得の高い方が申請者となります）。

●手当月額

13,000円（中学校3年生までの子ども一人につき）

●手当の支払いについて

支払月	対象月
H22.6月	4・5月分
H22.10月	6・7・8・9月分
H23.2月	10・11・12・1月分
H23.6月	2・3月分



※手当の振込は預金通帳の記帳で確認してください。